



島根県報

令和2年4月28日(火)

号外第57号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第305号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷1101番3地先から同1100番8地先まで	前	メートル 3.70～ 4.26	メートル 23.70	浜田県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	10.87～ 18.85	23.70		
〃	益田種三隅線	浜田市三隅町岡見3619番1地先から同地先まで	前	3.54～ 3.82	9.30	隠岐支庁県土整備局	災害復旧工事 拡幅
			後	5.72～ 14.19	9.30		
〃	日ノ津崎港線	隠岐郡海士町大字崎976番1地先から同地先まで	前	19.43～ 21.79	14.00	隠岐支庁県土整備局	災害防除工事 拡幅
			後	27.90～ 28.36	14.00		

島根県告示第306号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷1101番3地先から同1100番8地先まで	メートル 23.70	令和2年 4月28日	浜田県土整備 事務所	
〃	益田種三隅線	浜田市三隅町岡見3619番1地先から同地先まで	9.30	令和2年 4月28日		